

■■■インボイス制度について■■■

■適格請求書（インボイス）とは、

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

＜売手側＞

売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。

インボイス制度の対象となる医療機関

医療機関の場合、その多くは公的医療保険でカバーされる医療(社会保険診療)のため非課税取引です。従って、医療機関などが社会保険診療を提供する際に、患者から消費税を受け取ることはありません。また、年間の売上高が税抜きで1,000万円以下の場合には、上記消費税の納税を免除されます。

ここでの売上高は、医療機関の場合、健康診断・予防接種などの自費診療を指しますので、医療機関では消費税の納税を免除される事業者が多いものと思われます。

免税事業者である医療機関の対応

自費収入の少ないクリニックでは、消費税の申告義務がなく、免税事業者というケースが多くあります。現在、医療機関の約7割が免税事業者です。インボイス制度における登録番号の取得＝消費税の課税事業者への転換ということになりますので、通常は登録番号を取得せずに、免税事業者のままいることが税務的に有利というケースが多くなります。

しかし、多くの企業から健康診断や予防接種等を受託している、登録番号の記載のある適格請求書を求められる場合、それら企業との取引関係継続のために、登録番号を取得せざるを得ないというケースが想定されます。

免税事業者がインボイス申請をして課税事業者になった場合

免税事業者がインボイスを発行する課税事業者になった場合、2023年10月1日以降の取引から、消費税の納税義務が発生します。

ただし、2023年10月1日から2026年9月30日までの日の属する課税期間については、納税額を預かった消費税の2割に抑える負担軽減措置があります。

例えば、年間の自費収入が800万円の場合、800万円×消費税税率10%×2割＝納税額16万円で済みます。この負担軽減措置の適用にあたって、事前の届出等は不要であり、負担軽減措置の適用を受ける旨を確定申告書に付記すればよいことになっています。

「日医 on-line」参照 <https://www.med.or.jp/nichiionline/article/010363.html>

■■■インボイス制度ご登録済の医療機関様へ■■■

インボイス申請後、登録番号がお手元に届きましたらご確認ください

① 登録番号を請求書兼領収書に印字の必要がある場合はご連絡ください。(保険の患者様には必要ありませんので必要な時にゴム印で対応も可能です。)

② 今お使いの自費マスターが**税抜き**で作成されているかご確認ください。(内税の場合、10月前までにサブマスター編集にて**外税変更登録**などサブマスターの登録作業が必要です。)

※サブマスターの登録を弊社にご依頼の場合、有償作業となります。有償費用はサブマスターの作業内容により算出されます。ご相談ください。

③ 8%課税の食品を販売される場合は、一般領収書をご利用ください。

一般領収書は後日リリースいたします。

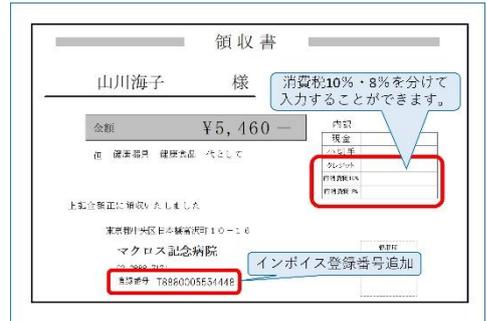
 オレンジアイコンのMac24
総合会計→編集→一般領収書



 白いアイコンのMac24
個人の会計→ファイル→指定領収書




医療費請求書兼領収書(外来) No.002
患者番号 123456 氏名 山川 海子
税 別 消費税 3,770 消費税額 3,770 消費税 3,770



領収書
山川海子 様
金額 ¥5,160
消費税10%・8%を分けて入力することができます。
インボイス登録番号追加
登録番号 TR860005E54448

株式会社マクロスジャパンメディカル事業部

〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町 10-16MYARK 日本橋ビル 8F

TEL : 03-3666-6767 (代) 03-3666-7171 (サポート専用)

FAX : 03-3666-6711E-mail : support@macros.co.jp

Website : <https://macros.co.jp>